北海道札幌市西区西野1006番21 畑　1,408㎡	王子造林株式会社 東京都麹町区有楽町１丁目10番地	現況：道路
北海道雨竜郡雨竜町字上オシラリカ原野2046番 山林　4,561㎡	髙橋善三郎 北海道札幌市山鼻町1015番地	
北海道雨竜郡雨竜町字上オシラリカ原野2047番 山林　8,571㎡	畠山　作治 北海道雨龍郡雨龍村字オシラリカ	
北海道雨竜郡雨竜町字上オシラリカ原野2048番 山林　1,589㎡	小林茂三郎 北海道雨龍郡雨龍村国領一	
北海道札幌市西区平和487番２ 原野　35㎡	三戸部清一 北海道札幌郡琴似町字発寒	
北海道札幌市西区平和494番 原野　304㎡		
北海道札幌市西区平和495番 原野　792㎡		
北海道北広島市富ヶ岡1139番 堤　1,264㎡	開墾塩業株式会社 東京都日本橋区本町二丁目５番地	
北海道磯谷郡蘭越町旭台440番 公衆用道路 510㎡	松永　弥作 北海道磯谷郡南尻別村字蘭越	
北海道虻田郡洞爺湖町清水438番 山林　264㎡	武川　繁雄 北海道虻田郡虻田町字旭町	
北海道虻田郡洞爺湖町清水439番 山林　1,617㎡	只野　　馨 北海道虻田郡虻田町字青葉町	
北海道函館市寅沢町67番 原野　2,579㎡	佐々木国治 岡山県小島郡日比町大字日比794番地	現況：河川
北海道函館市寅沢町68番 原野　747㎡		
北海道函館市三森町（函館市寅沢町68番地先） （買収時：北海道亀田郡湯の川町字寅澤48番　山林６町２反５畝23歩）		
北海道函館市三森町（函館市寅沢町67番地先） （買収時：北海道亀田郡湯の川町字寅澤48番　山林６町２反５畝23歩）		
北海道函館市寅沢町（函館市寅沢町66番地先） （買収時：北海道亀田郡湯の川町字寅澤46番　山林１町４反６畝１歩）	日本金属株式会社 大阪府大阪市北区中之島25番地	現況：河川
北海道函館市三森町（函館市寅沢町66番地先） （買収時：北海道亀田郡湯の川町字寅澤46番　山林１町４反６畝１歩）		
北海道二海郡八雲町富咲85番４ 原野　100㎡	徳川　義親 東京都豊島区目白町四丁目	
北海道二海郡八雲町富咲85番６ 原野　70㎡		
北海道北斗市向野120番３ 原野　175㎡	稲川　広幸 北海道亀田郡大野村字本郷	
北海道北斗市向野120番４ 原野　166㎡		
北海道旭川市江丹別町中園318番 原野　1,453㎡	花田　筆吉 北海道旭川市五條通12丁目右10号	現況：河川
北海道旭川市江丹別町中園319番 原野　1,371㎡		
北海道旭川市江丹別町共和322番 原野　7,036㎡	山崎　竹松 北海道旭川市４條通２丁目	
北海道旭川市江丹別町共和323番 原野　8,476㎡	渡辺金三郎 新潟県佐渡郡畑中町温泉町35番地	
北海道旭川市江丹別町共和324番 原野　3,208㎡		
北海道旭川市東旭川町瑞穂1489番１ 原野　739㎡	北海道	
北海道旭川市東旭川町瑞穂1489番２ 原野　139㎡		現況：道路
北海道旭川市東旭川町瑞穂1490番 原野　855㎡		
北海道天塩郡天塩町字更岸8695番１ 原野　1,179㎡	伊藤本社 愛知県名古屋市榮区茶屋町	
北海道天塩郡天塩町字更岸8695番２ 原野　1,049㎡		
北海道天塩郡天塩町字更岸8695番３ 原野　1,177㎡		
北海道天塩郡天塩町字更岸8695番４ 原野　1,036㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成24年10月26日

農林水産大臣　郡司　　彰

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
宮城県仙台市青葉区芋沢字赤坂68番１ 公衆用道路 106㎡	宮城村 宮城県宮城郡宮城村	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成24年10月26日

農林水産大臣　郡司　　彰

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
茨城県土浦市荒川沖字橋本西111番１ 畑　87㎡（買収時：茨城県土浦市大字荒川沖字橋本西111番１）	川村房次郎 茨城県土浦市荒川沖655番地	現況：駐車場